

改正	昭和38年4月1日	昭和39年7月1日
	昭和40年4月1日	昭和41年4月1日
	昭和42年4月1日	昭和46年4月1日
	昭和46年9月1日	昭和55年4月1日
	昭和55年9月1日	昭和58年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和63年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成3年12月1日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成6年4月1日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成30年4月1日

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 東北医科薬科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び薬学に関する理論と応用の教授研究を行い、専門的な知識と能力及び高い倫理性を身につけた高度医療を支える医師及び薬剤師並びに医学と薬学の領域にまたがる生命科学に関する高度の専門知識を有する研究者及び技術者を養成することを目的とし、医学及び薬学の進展を図り、人類の福祉と地域医療の充実等に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

第1条の2 本大学は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。

3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。

4 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(組織・収容定員)

第2条 本大学に、医学部医学科並びに薬学部薬学科及び薬学部生命薬科学科を置き、それぞれの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100名	600名

薬学部	薬学科	300名	1800名
	生命薬科学科	40名	160名

- 2 本大学に、大学院を置く。
- 3 大学院に関する学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第2条の2 医学部医学科(以下「医学科」という。)においては、医学に関する高度の専門的知識を修得させるとともに、日々発展する先進的な医学への探求心を育み、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。

2 薬学部薬学科(以下「薬学科」という。)においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に貢献する意識と実践力を備えた薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。

3 薬学部生命薬科学科(以下「生命薬科学科」という。)においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

(修業年限・在学年限)

第3条 医学科及び薬学科の修業年限は6年とする。ただし、12年を超えて在学することはできない。

2 生命薬科学科の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(学年・学期・休業日)

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学年を、次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

春季休業 3月1日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月15日から翌年1月6日まで

4 休業日において、必要があるときは、授業を行うことがある。

5 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。

6 臨時休業は、その都度定める。

第2章 教育課程・授業科目・履修方法

(教育課程)

第5条 本大学の教育課程は、その授業科目を次のとおり定める。

医学科 基礎教養科目、準備教育科目、基本事項、社会医学、基礎医学、臨床医学、前臨床実習、臨床実習及び統括講義

薬学科 総合科目、基礎薬学科目、医療薬学科目、実習科目及び卒業研究

生命薬科学科 総合科目、化学系薬学科目、生物系薬学科目、医療系薬学科目、実習科目及び卒業研究

(授業科目・履修単位)

第6条 授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

2 授業科目及び履修単位は、医学科にあっては別表1-1、薬学科にあっては別表1-2、生命薬科学科にあっては別表1-3の教育課程年次別単位配当表のとおり定める。

(単位計算の基準)

第7条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 臨床実習及び実務実習を除く実験、実習及び実技については、学修はすべて実験室、実習室等で行われるものとし、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習及び実務実習は、病院及び薬局等で行うものとし、単位は前号の基準によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業の方法)

第8条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修単位)

第9条 在学中に履修しなければならない単位は次のとおりとする。

医学科

基礎教養科目 19単位以上
準備教育科目 7単位
基本事項 10単位
社会医学 10単位
基礎医学 35単位
臨床医学 45.5単位以上
前臨床実習 24単位
臨床実習 76単位
統括講義 36単位
総計 262.5単位以上

薬学科

総合科目 38単位以上
専門科目 153単位以上
総計 191単位以上

生命薬科学科

総合科目 35単位以上
専門科目 92単位以上
総計 127単位以上

2 履修方法等については、医学科にあつては医学部教授会が、薬学科及び生命薬科学科にあつては薬学部教授会が別に定める。

第3章 試験・卒業・学位

(試験及び単位修得の認定)

第10条 各科目の授業実施時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格の成績を得たときは、その授業科目の単位を修得したものとする。ただし、教授会が必要と認めるときは、平常の課題等の成績をもって試験に代えることができる。

2 試験及び単位修得の認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った大学以外(短期大学又は高等専門学校)の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修)の教育施設等における学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学、転科等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

4 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

(試験の時期)

第11条 授業科目の試験は、学期末に行う。

(成績の評価)

第12条 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

(卒業の認定)

第13条 本大学に、医学科及び薬学科は6年以上、生命薬科学科は4年以上在学し、第9条に定める所定の単位を修得した者は卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第14条 本大学の卒業者には、次のとおり学位を授与する。

(1) 医学科卒業者には、学士(医学)を授与する。

(2) 薬学科卒業者には、学士(薬学)を授与する。

(3) 生命薬科学科には、学士(薬科学)を授与する。

第4章 職員組織・教授会

(職員組織)

第15条 本大学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、助教、助手

事務局長、部長、課長、係長、主任、書記、事務員、技術員、司書、用務員

2 前項のほか、副学長、講師その他必要な職員を置くことができる。

3 病院の職員組織は、別に定める。

(教授会)

第16条 本大学の医学部及び薬学部には、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び学部(部)に所属する教授をもって組織する。

3 教授会は、必要に応じ他の職員を教授会に出席させることがある。

4 教授会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程及び試験に関すること。

(4) 学生の賞罰に関すること。

(5) 教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関すること。

(6) 学則に関すること。

(7) 前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(部)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会は学長又は学部長が必要と認めたとき、若しくは構成員の3分の2以上の要求があったとき、これを開く。

7 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(名誉称号)

第17条 本大学に、名誉学長及び名誉教授を置くことがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍
(入学期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第20条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第21条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者にその旨を通知する。

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第22条 次の各号の一に該当する者が、本大学（医学科を除く。）に編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学又は短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

2 編入学に関する内規は、別に定める。

(入学手続)

第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、学則及びその他の諸規則を固く守ることを誓約しなければならない。ただし、保証人は、学生の学資支出に責任を有する父母若しくは縁故者に限る。

2 前項の誓約等については、別に定める。

(入学許可等)

第24条 前条第1項に定める手続及び第30条の入学金等の納付が完了した者に入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

(休学)

第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。

2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることがある。

4 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、1年を超えて許可することがある。

5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を

超えることができない。

(復学)

第26条 休学中の者が復学しようとする場合は、学長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学・転科)

第27条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学に転学をしようとする場合には、前項の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

3 本大学において、転科を希望する場合には、選考のうえ、許可する場合がある。ただし、定員に欠員のある場合に限る。

(再入学)

第27条の2 前条第1項においてやむを得ない理由により退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2 再入学の学年は、退学時の学年とし、再入学時期は、学年の始めとする。

3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。

(1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者

(2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者

(3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者

(4) 授業料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者

(復籍)

第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料

(入学検定料)

第29条 入学、編入学を志願する者は、願書に添えて別表2—1及び別表2—2に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金及びその他の納付金)

第30条 入学試験、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表2—1及び別表2—2に定める入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。ただし、第27条の2に定める者については、免除することがある。

(授業料及びその他の納付金)

第31条 授業料及びその他の納付金は、別表2—1及び別表2—2に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

2 授業料は、休学者も納付しなければならない。ただし、事由を付して保証人連署の願書を提出した場合には、特に必要があると認めるときは、一部を免除することがある。

3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。

(納付金の返付)

第32条 前条にかかる既納の納付金は、いかなる理由があっても返付しない。

第7章 委託研究生・科目等履修生・研究生・特別聴講学生・外国人特別学生

(委託研究生)

第33条 公共団体その他の機関から、本大学の特定科目につき研究従事の委託をされた者がある場合は、選考の上、委託研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生が研究に従事した特定科目につき、その研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第34条 本大学の学生以外の者で、本大学において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としての入学を許可することがある。

2 科目等履修生規程は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第35条の2 他大学の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、単位互換協定に基づき特別聴講学生として科目の履修を許可することができる。

2 本大学学生が特別聴講学生として他大学において修得した科目については、本大学における授業科目の履修により修得したのものとして認定することができる。

3 他大学の特別聴講学生については、単位互換協定に基づき試験の上、単位を与えることができる。

4 本大学の特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人特別学生)

第36条 第19条に定める入学資格のない外国人で、外務省在外公館又は本邦所在外国公館から推薦された者に限り、高等学校卒業程度でその性行学力を考査の上、外国人特別学生として定員外に入学を許可することがある。

2 外国人特別学生で所定の課程を修了した場合には、証明書を交付する。

(納付金)

第37条 委託研究生、科目等履修生及び研究生の納付金は、別表2—1及び別表2—2のとおりとする。

2 外国人特別学生は、新入学生に準じて納付しなければならない。

3 特別聴講学生の納付金は、単位互換協定に基づき徴収しないものとする。

(学則の準用)

第38条 本章に規定する場合を除き、第4条、第7条から第12条まで(第9条第1項及び第10条の2を除く)、第18条、第32条、第41条及び第42条の規定は、委託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人特別学生にこれを準用する。

第8章 公開講座

(公開講座)

第39条 本大学において、公開講座を行うことがある。

第9章 附属施設

(附属施設)

第40条 本大学に、次の附属施設を置く。

図書館

薬用植物園

病院

中央機器センター

情報科学センター

医学教育推進センター

薬学教育センター

臨床薬剤学実習センター

ラジオアイソトープセンター

実験動物センター

地域医療総合支援センター

体育館

クラブハウス

保健管理センター

学生相談室

2 前項に関する規程は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者又は特に善行のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第42条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。

3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 雑則

(改正)

第43条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年4月1日)

1 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年7月1日)

1 本学則は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日)

1 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日)

1 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日)

1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日)

1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年9月1日)

1 本学則は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

ただし、昭和55年3月31日に在籍している者は第5条、第6条、第9条第1項、第25条及び第28条の規定にかかわらず従前の例によるものとする。尚、従前の学則上学士試験とあるものは卒業論文と読み替え、単位は2単位とする。

附 則 (昭和55年9月1日)

1 本学則は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日)

1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日)

1 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日)

1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月1日）

- 1 本学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 第6条及び第28条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成7年4月1日）

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 第7条の規定は、平成7年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成8年4月1日）

- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

- 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成18年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成19年4月1日）

- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

臨床医学	全身管理学	必					1											
	麻酔学	必					1											
	臨床免疫・アレルギー学	必						1										
	血液学	必						2										
	皮膚科学	必						1										
	眼科学	必						1										
	耳鼻咽喉科学	必						1										
	放射線医学	必						2										
	災害医療学	必						1										
	環境疾病学	必						1										
	乳房外科学	必						1										
	臨床検査学	必						1										
	感染症学	必						1										
	臨床薬理学	必							1									
	腫瘍学	必							1									
	高齢者医学	必							1									
	緊急・災害医療体験学習	必						1										
	被ばく医療演習	必						0.5										
	臨床分子遺伝学	選必							1									
	移植医療学	選必							1									
1 単位以上選択必修																		

	救急医療学	必					1								
	医療薬学概論	必					1								
	小計 (32科目)		0	0	0	11	16	14.5	5	0	0	0	0	0	
前臨床実習	症候学	必							3						
	基礎—臨床統合演習	必							19						
	基本的診療技能	必							2						
	小計 (3科目)		0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	
臨床実習科目	総合診療学演習	必										6			
	診療科臨床実習	必								64					
	地域総合診療実習	必										2			
	地域包括医療実習	必										4			
	小計 (4科目)										64	12			
統括講義	統括講義	必												36	
	小計 (1科目)													36	
合計 (117科目)				19	24	16.5	25	22.5	21.5	30	0	0	64	12	36

	基礎教養目	準備教養目	基本事項	社会医学	基礎医学	臨床医学	前臨床実習	臨床実習	統括講義	合計
卒業要件	19単位以上	7単位	10単位	10単位	35単位	45.5単位以上	24単位	76単位	36単位	262.5単位以上

薬 学	臨床検査学Ⅱ	1	必							1							
	病態解析学Ⅰ	1	必						1								
	病態解析学Ⅱ	1	必						1								
	病態解析学Ⅲ	1	必							1							
	病態解析学Ⅳ	1	必							1							
	感染制御学	1	必								1						
	副作用病態学	1	必												1		
	薬物動態学Ⅰ	1	必						1								
	薬物動態学Ⅱ	1	必							1							
	薬物療法学Ⅰ	1	必							1							
	薬物療法学Ⅱ	1	必								1						
	薬物療法学Ⅲ	1	必									1					
	薬物療法学Ⅳ	1	必									1					
	薬物療法学Ⅴ	1	必										1				
	細胞と医療	1	必										1				
	薬物代謝安全性学	1	必							1							
	薬学入門演習	1	必	1													
	地域医療	1	必										1				
	セルフメディケーション論	1	必										1				
調剤学	1	必										1					

科 目	薬 剤 症 候 学	1	必								1					
	医療コミュニケーション論	1	必								1					
	薬 剤 師 業 務 概 論	1	必								1					
	医 薬 品 情 報 学	1	必								1					
	医 療 安 全 管 理 学	1	必								1					
	医 療 倫 理 入 門	1	必						1							
	医療倫理と患者心理	1	必											1		
	臨 床 薬 学 演 習 I	1	必								1					
	臨 床 薬 学 演 習 II	1	必								1					
	処 方 解 析	3	必										3			
	症 例 解 析	3	必										3			
	医 薬 品 安 全 性 学	1	必								1					
	製 剤 学	1	必							1						
	製 剤 工 学 概 論	1	必						1							
	薬 事 関 連 法 規 I	1	必								1					
	薬 事 関 連 法 規 II	1	必									1				
	薬 学 演 習 I	1	必								1					
	薬 学 演 習 II	1	必								1					
	薬 学 演 習 III	1	必								1					
薬 学 演 習 IV	1	必								1						

	薬学総合演習	7	必														7	
	アドバンス薬学演習	4	必										4					
専門 選択 科目	医薬品合成化学	1	選必										1					5科目中3科目3 単位以上選択必修
	医療経済論	1	選必										1					
	生体分子化学	1	選必							1								
	認定・専門薬剤師概論	1	選必											1				
	救急治療・災害医療	1	選必											1				
	遺伝子工学	1	選必								1							いずれか1科目1 単位以上選択必修
	生化学演習	1	選必								1							
	計	112		2	6		10.5	13.5	13	16	17	15	10		2	7		
実 習 科	基礎実習Ⅰ	0.5	必		0.5													
	基礎実習Ⅱ	0.5	必		0.5													
	実験実習Ⅰ（有機化学系）	1	必				1											
	実験実習Ⅱ（物理化学・分析系）	1	必					1										
	実験実習Ⅲ（生化学系）	1	必				1											
	実験実習Ⅳ（生薬系）	1	必					1										
	実験実習Ⅴ（衛生系）	1	必						1									
	実験実習Ⅵ（安全・病理系）	1	必						1									
	実験実習Ⅶ（微生物系）	0.5	必							0.5								
実験実習Ⅷ（薬理系）	1	必								1								

目	実験実習 IX (薬剂系)	1	必							1						
	実験実習 X (毒性系)	1	必						1							
	実験実習 (R I)	0.5	必						0.5							
	実務模擬実習	2	必							2						
	計	13			1		2	2	2	2	2					
	実務実習 I (病院)	10	必										10			
	実務実習 II (薬局)	10	必										10			
	計	20										20				
卒業研究	卒業研究	12	必										12			
	計	12											12			
	合計	201		18	18	6	19.5	18.5	16	18	19	17	6	24	14	7

	総合科目 必修単位	総合科目 選択必修単位	総合科目 (語学) 選択 必修単位	専門科目 必修単位	専門科目 選択必修単位	実習科目 単位	実務実習	卒業研究	合計
卒業要件	26	9	2	105	4	13	20	12	191

別表1-3

生命薬科学科カリキュラム配当表（4年制）

	科 目	単位数	必修・ 選択の 別	1年			2年		3年		4年		卒 業 要 件
				前期	後期	通年	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	【総合教育】												
ヒューマニズム・イントロダクション・薬学基礎教育について学ぶ	論 理 学	1	選必					1					
	哲 学	1	選必	1									
	倫 理 学	1	選必				1						
	こころの科学Ⅰ	1	選必	1									
	こころの科学Ⅱ	1	選必		1								
	文章の表現Ⅰ	1	選必	1									
	文章の表現Ⅱ	1	選必		1								
	総合文化研究Ⅰ	1	選必				1						
	総合文化研究Ⅱ	1	選必					1					
	社会の仕組Ⅰ	1	選必	1									
	社会の仕組Ⅱ	1	選必		1								
	現代の社会Ⅰ	1	選必	1									
	現代の社会Ⅱ	1	選必		1								
	現代の社会Ⅲ	1	選必				1						
	科 学 史	1	選必				1						
生 物 学 演 習	0.5	選必	0.5										

15単位以上
選択必修

	ドイツ語 I	1	選必	1									フランス語 (I・II) かドイツ語 (I・II) どちらか1科目2単位選択必修	
	ドイツ語 II	1	選必		1									
	フランス語 I	1	選必	1										
	フランス語 II	1	選必		1									
	物質科学論文講読	1	必				1							
	生命科学論文講読	1	必					1						
	英文論文講読	1	必						1					
	施設見学体験学習	1	必	1										
	計	44		19	12	2	6	4	1					
	【薬学専門教育】													
基礎薬学 (化学系薬学を学ぶ)	原子と分子の構造	1	必	1										
	無機化学	1	必	1										
	有機構造化学	1	必		1									
	有機化学演習 I	1	必		1									
	有機反応化学 I	1	必				1							
	有機反応化学 II	1	必					1						
	分析化学 I	1	必		1									
	分析化学 II	1	必				1							
	分子構造解析学	1	必						1					
	機器分析学 I	1	必				1							
機器分析学 II	1	必						1						

	生 化 学 III	1	必				1						
	生 化 学 IV	1	必					1					
	生 体 情 報 制 御 学	1	必						1				
	栄 養 化 学	1	必				1						
	衛 生 化 学	1	必					1					
	微 生 物 学	1	必					1					
	病 原 微 生 物 学	1	必						1				
	免 疫 学 概 論	1	必					1					
	分 子 免 疫 学	1	必						1				
	遺 伝 子 工 学	1	必						1				
	中 毒 学 概 論	1	必						1				
	環 境 衛 生 学	1	必						1				
	生 物 統 計 学	1	必						1				
	細 胞 情 報 学	1	必							1			
	最 新 生 命 科 学 概 論	1	必							1			
医 療 薬 学 (薬と疾病を 学ぶ)	薬 理 学 I	1	必				1						
	薬 理 学 II	1	必					1					
	薬 理 学 III	1	必						1				
	薬 理 学 IV	1	必						1				
	薬 理 学 V	1	必							1			
	薬 物 動 態 学 I	1	必						1				

	薬物動態学Ⅱ	1	必						1			
	製剤工学概論	1	必					1				
	製剤学	1	必						1			
	疾病と治療Ⅰ	1	必					1				
	疾病と治療Ⅱ	1	必						1			
	薬品毒性学	1	必						1			
	非臨床試験概論	1	必						1			
	薬物管理概論	1	必						1			
法制度を学ぶ	薬事関連法規	1	選必							1		
選択科目	化粧品学	1	選必							1		
	コンピューター化学	1	選必							1		
	最新天然物化学	1	選必							1		
	公衆衛生学	1	選必							1		
	ゲノム情報概論	1	選必							1		
	インターンシップ	1	選必					1				
	計	68		2	7		9	12	17	15	6	
実習	基礎生物学実習	1	必		1							
	基礎化学実習	1	必		1							
	衛生系実習	1	必				1					
	有機化学系実習	1	必				1					
	薬品合成・天然物系実習	1	必					1				

4単位以上選択
必修

	R I 実 習	1	必					1					
	物理化学・分析系実習	0.5	必					0.5					
	微生物学系実習	0.5	必					0.5					
	薬理学系実習	1	必						1				
	分子生物学系実習	1	必						1				
	計	9		0	2		2	3	2				
薬学の研究を行う	卒業研究	18	必									18	
	計	18										18	
	合計	139		21	21	2	17	19	20	15	6	18	

	総合教育 科目単位	語学選択 必修科目 単位	総合教育 選択必修 科目単位	専門必修 科目単位	専門選択 必修科目 単位	専門実習 科目単位	卒業研究	合 計
卒業要件	18	2	15	61	4	9	18	127

別表 2 - 1

医学部納付金一覧（平成28年度）

（単位：円）

	新入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	60,000	—————	—————	—————
入学金	1,000,000	—————	—————	—————
施設設備費	1,000,000	—————	—————	—————
授業料	3,000,000	—————	—————	—————
教育充実費	1,500,000	—————	—————	—————

別表 2 - 2

薬学部納付金一覧 (平成28年度)

(単位：円)

	新入学生	編入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	35,000 ※ (17,000)	35,000	—	—	—
入学金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—	—	—
授業料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1単位当 20,000	1,188,000 月額 (99,000)

※はセンター試験利用入試受験者の検定料